

入 札 公 告

令和8年3月2日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理 事 長 秀 道 広

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島市立北部医療センター安佐市民病院一酸化窒素投与装置賃貸借（単価契約）

(2) 借入れの内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 借入れ場所

広島市立北部医療センター安佐市民病院
広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

(6) 入札方式

入札後資格確認型一般競争入札（開札後に入札参加資格の有無を確認）

(7) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額は、予定総額（入札金額内訳書により見積もった額の合計額）を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

- (2) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

- (3) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建

設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の借入れ」の登録種目「20-02 コンピュータ機器以外の機械器具」及び契約の種類「役務の提供の施設の維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-08 機械器具(建物附属設備, 機械設備を除く)の保守点検」に登録されている者であること。

- (4) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 医療法施行規則第9条の12に規定する基準に適合していること。
- (8) 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可を取得している者であること。
- (9) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 特定保守管理医療機器の修理業の許可を取得している者。
 - イ 製造メーカーから仕様書に定める契約対象物件(以下「物件」という。)の保守点検を行えることを証明する書類が発行されている者であり、かつ、物件が故障した場合、直ちに正常な代替機器へ交換することが可能である者。
- (10) その他の入札参加資格は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「委託賃借一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和8年3月12日(木)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836(直通)

電子メール: hirokikou-honbu@hcho.jp

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

病院機構のホームページ(前記(1)に記載のとおり。)からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア、イにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 仕様書等に関することは、以下のとおり。

〒731-0293

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

広島市立北部医療センター安佐市民病院事務室総務課経理係(用度担当)

電話 082-815-5211(直通)

電子メール: asashimin-hosp@hcho.jp

(4) 仕様書等に対する質問等

ア 質問書の提出期間

公告日から令和8年3月4日(水)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(3)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質問に対する回答は、質問者へ直接回答（電子メール）するほか、前記(1)イにおいて令和8年3月12日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供するとともに病院機構ホームページにて掲示する。

(5) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(ア) 日時

令和8年3月13日（金）午前9時00分

(イ) 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(8) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記(1)イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出方法

開札後、最低入札価格提示者が提出（持参に限る。）すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(10) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 入札書に記名押印がない入札

カ 入札書の記入文字が明確でない入札

キ 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約金額

落札者の入札金額に対応する入札金額内訳書に記載された金額（契約金額が単価の場合は、各単価）に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに契約金額予定総額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、入札説明書による。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、契約金額予定総額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。